事後評価調書

	事業概要							
事	業名	交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)						
地	区名	一般県道 給父西枇杷島線						
事業箇所		あいさいしふたごちょう 愛西市二子町地内始め						
事業のあらまし		一般県道給父西枇杷島線は、愛知県と岐阜県にまたがる東海大橋からあま市内の名古屋環状 2 号線に連絡する路線であり、郊外部でありながら大型車の交通も多い。 当事業区間周辺には、愛面市八開庁舎、稲沢市平和支所等の公共施設及び開治小学校、西川端小学校、八開中学校、佐織西中学校、佐織工業高等学校等の学校施設が立地しており、一部が通学路にも指定されている。 しかし、現道は幅員 7.5mであり狭小な歩道が一部に設けられているのみであったため、現道に対し両側へ各々約 4.3m拡幅し、自転車歩行者道部として両側 3mを設けることにより、通学路の安全を確保するとともに、歩行者及び自転車利用者が安全に通行できるよう、事業を実施したものである。						
		【達成(主要)目標】 ①危険通学路の解消 ②歩行者等の安全性確保 【副次目標】 -						
事	業費	事業費 内訳 - C 1.C 佐田 ■ 工事费 2.58 佐田 ■ 田海豊 2.20 佐田 ■ その他 0.20 佐田						
		6. 16 億円 ■工事費 2. 58 億円 ■用補費 3. 29 億円 ■その他 0. 29 億円						
事	業期間業内容							
事	業期間	6. 16 億円 ■工事費 2. 58 億円 ■用補費 3. 29 億円 ■その他 0. 29 億円 採択年度 平成 17 年度 着工年度 平成 17 年度 完成年度 平成 25 年度						

2) 副次目	【達成							
標の達		.						
成状況	【達成 	找状況に対する)評価】					
	_							
	【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】							
				事業採択時	実績	備考		
		事業期間	- 古典	H17∼H20	H17∼H25		 	
		事業費(億円)	工事費 用地補償費	_	2. 58 3. 29			
			その他	_	0. 29			
						+0.16	į	
<u> </u>			合計	6.00	6. 16	(+2.7%)		
②事業効果の発現状況		効果の 算定要因		_	_			
業								
巢								
の 発	【事業期間に対する評価】							
現	・本事業は、当初の予定では平成20年度に事業が完了する予定であったが、用地取得に							
】	を要したため、事業の完了は平成25年度となった。							
	しかしながら、事業期間で要した9年は、同種事業と同等の水準である。							
	しかしながら、争未効的に安したも中は、向性争未と向寺の水中である。 【事業費に対する評価】							
	・本事業の100m当たりの事業費単価は1.28億円で、同種事業と同等の水準である。							
	【効果の算定要因に対する評価】 							
	・本事業は、走行時間短縮や走行経費減少を目的とした事業ではないことから、便益につい							
	ては算出していない。							
- 沿線住民や地域、自然環境に与えた大きな影響は特にないものと考える。								
はいます 環 事 は								
③ 環境 境 変 変 施								
という という という という との との との との との との との との との との との との との								
よる								
	')							
		の事業日始ナ	、法式しており	へ然の事然証年	ひいまやけない。	のレギュミセフ		
今後の事後								
	* 单沿	*日博に対する	く効甲が上八/シッー 🕸	用してむり 如	たわ細題を 目とる	れないため 改美	世界の	
改善措置	・ 丁 茅	6日保に刈りる) 別未か十万に発	光してわり、 秆/	には硃越も兄り₹	れないため、改善	垣間の	

反映すべき のと考えられる。 事項

IV 事業評価監視委員会の意見

交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業、一般県道給父西枇杷島線、愛西市二子町地内始め)の対策方針(案)[改善措置等必要なし]を了承する。

・本事業の設計及び工法は、一般的なものであるため、同種事業に反映すべき事項はないも

必要性はないものと考えられる。

Ⅴ 対応方針

の必要性

同種事業に

改善措置等必要なし